

船舶インシデント調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年11月19日 19時40分ごろ
発生場所	和歌山 ^{しらはま} 県白浜町瀬戸崎南西方沖 四双島 ^{しそう} 灯台から真方位185° 1.4海里付近 （概位 北緯33°40.1′ 東経135°19.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{あまひ} 旭丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 旭丸、5トン未満（長さ9.00m） 252-8336和歌山、個人所有 ディーゼル機関、船内機、出力75.00kW、使用燃料A重油、昭和54年11月進水、回転数不詳、サイクル数不詳、シリンダ数不詳、ボア不詳、機関製造年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りを終えて帰航中、船長が、主機から湯気が立ち上がってきたのを見て、過熱していると思い、主機を停止した。</p> <p>船長は、航行不能と判断して、ボートレスキューサービス（Boat Assistance Network、以下「BAN」という。）に救助要請を行った後、118番通報した。</p> <p>本船は、来援したBANの救助船により出港地にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後に主機を点検したところ‘冷却海水ポンプ駆動用のVベルト’（以下「本件Vベルト」という。）が伸びて緩みが生じ、同ポンプを駆動できず、主機が過熱したことを確認した。</p> <p>本船は、船長が平成18年5月に知人と共同で購入後、本件Vベルトの点検及び交換は実施されていなかった。</p> <p>船長は、本インシデント当日、出航前に冷却海水の吐出状況を確認したが、異常は認めていなかった。</p>
分析	本船は、平成18年5月に中古で購入された後、本件Vベルトの点検及び交換が行われていない中、航行中、本件Vベルトが伸びて緩みが生じたことから、冷却海水ポンプを駆動できなくなって冷却海水が

	供給されず、主機が過熱して運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、平成18年5月に中古で購入された後、本件Vベルトの点検及び交換が行われていない中、航行中、本件Vベルトが伸びて緩みが生じたため、冷却海水ポンプを駆動できなくなって冷却海水が供給されず、主機が過熱して運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、冷却海水ポンプ駆動用のVベルトの張力等を定期的に点検し、伸びや緩みを認めた場合は交換すること。また、長期間使用されたVベルトは早めに新替すること。